

「総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する
省令案に関する意見募集」で寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方
意見提出者一覧

■ 意見募集期間：令和6年(2024年)6月27日(木)から令和6年(2024年)7月31日(水)まで

■ 意見提出数：1件(法人・団体:0件、個人:1件)

■ 意見提出者：

(意見受付順)

1	個人
---	----

「総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する 省令案に関する意見募集」に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方	案の修正の有無
全体			
1	<p>報告にあたっては、供与された物品が政府による人権侵害や、テロ組織の支援に使われていないのかどうか、ホリスティックに報告者に検証させるべきだと考えます。物品が横流しなど、明らかに不当な方法で利用されていない場合でも、物品が少数民族の排除や、軍政の支援などに使われていないのかどうか、全体的なリスクアセスメントを報告者の責任で行うべきと考えます。その上で、第三者委員会さらに調査する機会もあるべきと考えます。</p>	<p>民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律(平成5年法律第80号)により、各省各庁の長は、民間海外援助団体から民間海外援助事業の用に供するためその譲渡を求める旨の申出があった場合において、当該民間海外援助事業が開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認められるときは、当該申出に係る物品を当該民間海外援助団体に対し譲与することができるかとされています。</p> <p>総務省所管に属する物品を民間海外援助団体へ譲与するにあたっては、その譲与の対象者である団体や譲与された物品の用途について十分に確認するとともに、使用を終えた段階にも報告を受けようとする等、当該民間海外援助事業が開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するよう、確認してまいります。</p>	無